

# 第2章

## 児童の福祉

児童福祉の理念は、将来の社会を担うすべての子どもたちを心身ともに健やかに育てることにあります。

本市においても、この趣旨に従い保育行政面では全国的傾向にある出生数の減少等の問題に対応しながら、地域の実情に即した施設整備を進め、適切な入所事務を行うとともに保育内容の向上に努めています。

また、子どもたちの健全育成をより一層推進するため、子どもを養育している人に児童手当や児童扶養手当等の支給及び医療費の助成をしています。

# 1 保 育 施 設

保護者が働きに出ている、あるいは病気にかかっているなどのため、家庭において十分に保育することができない乳児又は幼児を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設として保育所、認定こども園及び地域型保育事業所があります（以下この項目において「保育施設」という。）。本市には、平成 31 年 4 月 1 日現在、公立 11 か所（定員 996 人）及び私立 56 か所（定員 4,614 人）の保育所（分園含む）、公立 1 か所（保育部分の定員 95 人）及び私立 9 か所（保育部分の定員 771 人）の認定こども園、並びに私立 9 か所の小規模保育事業所（定員 166 人）があります。

## (1)設置状況（市内）

### ①保育所

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	名 称	定員	認可年月	所 在 地	電 話
市立	松が丘保育所	130	昭和 48 年 4 月	松が丘 3 丁目 2-1	911-0360
〃	明南保育所	80	〃 23 年 7 月	東野町 2222	911-3849
〃	明南保育所分園	16	平成 25 年 4 月	中崎 2 丁目 6-15	913-0080
〃	王子保育所	60	昭和 46 年 4 月	大道町 1 丁目 10-17	927-2100
〃	鳥羽保育所	110	〃 24 年 6 月	小久保 5 丁目 4-1	928-6425
〃	松陰保育所	120	〃 53 年 4 月	大久保町松陰 1007	935-8492
〃	高丘保育所	145	〃 51 年 4 月	大久保町高丘 3 丁目 3	935-1894
〃	八木保育所	70	〃 55 年 4 月	大久保町八木 483	935-8818
〃	江井島保育所	80	〃 39 年 9 月	大久保町江井島 260-2	946-0429
〃	中尾保育所	125	〃 51 年 4 月	魚住町中尾 600-5	947-4306
〃	土山保育所	60	〃 57 年 4 月	魚住町清水 2281	942-1436
社福	明舞保育園	120	〃 45 年 4 月	朝霧南町 2 丁目 228	918-1734
〃	Alice Preschool	80	平成 30 年 9 月	中朝霧丘 8 番 33 号	911-8877
〃	稲爪保育園	70	昭和 45 年 4 月	大蔵本町 6-10	917-3643
〃	太寺保育園	90	〃 24 年 1 月	太寺 2 丁目 10-35	911-3753
宗教	長寿院保育園	250	〃 24 年 6 月	人丸町 2-26	918-1361
〃	浄行寺愛児園	100	〃 23 年 8 月	材木町 9-19	913-4517
社福	明光保育園	150	〃 55 年 4 月	西新町 1 丁目 13-1	927-5776
〃	明光保育園貴崎分園	20	平成 24 年 11 月	貴崎 5 丁目 6-9（貴崎幼稚園内）	928-1076
〃	明光保育園王子分園	27	〃 28 年 9 月	王子 1 丁目 1-1（王子幼稚園内）	927-5588
〃	明光保育園大観分園	15	〃 29 年 5 月	大明石町 2 丁目 8-30（大観幼稚園内）	913-5515
〃	林神社保育園	120	昭和 36 年 11 月	宮の上 5-1	922-0151
〃	和坂保育園	100	〃 55 年 4 月	和坂 1 丁目 15-1	927-5110
〃	和坂保育園駅前分園	29	平成 16 年 10 月	小久保 1 丁目 4-7 ヲソ西明石 1 階	927-5107
〃	かにがさか保育園	75	〃 29 年 12 月	明石市和坂 1 丁目 10-35	928-8100
〃	ゆたか保育園	130	昭和 56 年 4 月	藤江 756-1	922-3545
〃	ゆたか保育園分園	20	平成 24 年 11 月	藤江 235（藤江幼稚園内）	922-3515
〃	西明石愛児園	150	昭和 23 年 12 月	藤江 889	928-5230
〃	西明石愛児園小久保分園	20	平成 27 年 4 月	小久保 6 丁目 9-18	924-5139
〃	西明石愛児園鳥羽分園	29	〃 28 年 9 月	西明石北町 2 丁目 2-1（鳥羽幼稚園内）	923-2830
〃	藤江保育所	120	昭和 25 年 2 月	藤が丘 1 丁目 26-5	927-6368
〃	さわの保育園	80	〃 17 年 4 月	鳥羽 1760-3	929-3801
〃	さわの第二保育園	70	〃 27 年 4 月	鳥羽 1535-1	925-2511
〃	さわの第二保育園分園	15	平成 29 年 3 月	鳥羽 1535-2 立花ビル 1 階	925-2511
〃	あかし虹保育園	60	〃 27 年 4 月	明南町 1 丁目 8-8	939-5224
〃	星鈴保育園	110	〃 31 年 4 月	明南町 2 丁目 4-25	921-5511
〃	スイートキューピット保育園	80	〃 27 年 4 月	大久保町茜 1 丁目 5-16	936-9924

〃	フルーツバスケット保育園	80	〃 29年 4月	大久保町西脇 356-1	224-5350
〃	大久保保育園	90	〃 46年 4月	大久保町大窪 1865-7	936-1471
〃	大久保保育園分園	20	平成 27年 4月	大久保町大窪 1858-2	939-3980
〃	福田保育園	120	昭和 54年 4月	大久保町江井島 1340	935-6271
〃	福田保育園分園	60	平成 23年 4月	魚住町清水 1600-1	943-3003
〃	山手台保育所	60	昭和 44年 6月	大久保町山手台 3丁目 5	936-4425
〃	山手台保育所分園	20	平成 24年 11月	大久保町高丘 3丁目 2 (高丘東幼稚園内)	935-6800
〃	わかば保育園	90	〃 17年 4月	大久保町わかば 8-12	935-2040
〃	わかば保育園松陰分園	29	〃 21年 2月	大久保町松陰 1805	936-2041
〃	わかば保育園ゆりのき分園	50	〃 25年 4月	大久保町大久保町 1362 マンションリモーネ 1階	202-1353
〃	r i c c o 保育園	80	〃 29年 7月	大久保町谷八木 1313	938-0150
〃	ゆめのもり保育園	80	平成 29年 4月	大久保町八木 193-3	935-8811
〃	えいの里保育園	90	〃 23年 4月	大久保町江井島 960-1	948-2711
〃	すばる保育園	110	〃 26年 3月	大久保町大窪 3308	935-4154
〃	すばる保育園分園	35	〃 29年 3月	大久保町大窪 3257-2	935-4154
〃	ゆりのき COCORO 保育園	200	〃 31年 4月	大久保町ゆりのき通 2丁目 50-2	934-0333
〃	明石あすの保育園	200	〃 31年 4月	大久保町ゆりのき通 2丁目 50-3	920-8386
〃	金ヶ崎北保育園	90	昭和 50年 4月	魚住町金ヶ崎 1554-4	935-3145
〃	魚住保育園	80	〃 29年 4月	魚住町西岡 370-1	948-5501
〃	魚住保育園駅前分園	50	平成 31年 4月	魚住町錦が丘 1丁目 12-16	946-7701
〃	魚住保育園駅前第二分園ナーサリー	20	〃 31年 4月	魚住町西岡 458-2 LaLa Kamoike102	995-5588
〃	明石恵泉保育園	100	昭和 53年 4月	魚住町清水 142	947-2000
〃	なすみ保育所	130	〃 33年 8月	魚住町清水 353	942-1702
〃	第2なすみ保育所	60	平成 28年 4月	魚住町住吉 1丁目 7-25	915-7145
〃	すみよし保育園	90	〃 29年 4月	魚住町住吉 2丁目 5-6	947-0500
〃	第二恵泉保育園	100	〃 16年 4月	魚住町西岡 2292-3	943-3791
〃	ドリームキュービット保育園	80	〃 11年 3月	二見町東二見 146-1	944-3929
〃	福里保育園	90	〃 15年 4月	二見町福里 283-6	949-1788
〃	リトルキュービット保育園	80	〃 19年 10月	二見町東二見 539-2	944-3857
〃	ハンブティダンブティ保育園	100	〃 20年 2月	二見町西二見 1604-1	945-0721

② 認定こども園 (保育部分)

(平成 31年 4月 1日現在)

区分	名 称	定員	認可年月	所 在 地	電 話
市立	二見こども園	95	平成 28年 4月	二見町東二見 448	942-3454
社福	牧羊幼稚園	21	〃 27年 6月	太寺天王町 11	911-6208
〃	北おうじ虹こども園	80	〃 31年 4月	北王子町 13-40	926-0260
〃	うみの風こども園	90	〃 30年 4月	小久保 4丁目 5-1	921-1121
〃	明石こども園	200	〃 31年 4月	藤江 1426-9	995-8997
〃	みつばこども園	60	〃 27年 4月	大久保町大久保町 827-1	936-3282
〃	フェニックス大久保こども園	90	〃 29年 4月	大久保町大窪 451	934-4666
〃	まどかこども園	90	〃 31年 4月	大久保町大窪 347-1	936-9527
〃	わかばこども園	80	〃 31年 4月	大久保町福田 3丁目 5-16	938-2043
〃	野の花こども園	60	〃 15年 4月	二見町西二見 216	949-2331

③ 小規模保育事業所

(平成 31年 4月 1日現在)

区分	名 称	定員	認可年月	所 在 地	電 話
社福	保育ルーム桜町 ちいさな COCORO	19	平成 31年 4月	桜町 10-18	912-8001
株式	コスモチャイルド保育園 明石駅前園	18	〃 31年 4月	大明石町 2丁目 1-1 グリーンヒルホテル明石 1階	913-0555

医療	クレーシュのぞみえん	18	〃 30年 4月	船上町7-23アーバン・スクエア 205	926-1152
社福	はやしのちいさな保育園	19	〃 31年 4月	林崎町1丁目1-21MEDIC 林崎1階	923-3400
株式	コスモチャイルド保育園 明石園	18	〃 30年 4月	大道町1丁目5-1ハイツヒラノ1階	940-8708
合同	ステラートきらキッズ保育園	18	〃 30年 4月	野々上3丁目16-6西明石ピア2階	945-5897
医療	クレーシュゆりのきえん	18	〃 29年 3月	大久保町ゆりのき通2丁目2-6 SHUNDOビル5階	935-1152
株式	ニチイキッズ大久保 駅前保育園	19	〃 30年 4月	大久保町ゆりのき通1丁目4-1 チャーム明石大久保駅前1階	937-1688
社福	西二見小規模保育園	19	〃 30年 4月	二見町西二見89-7兵庫二見ビル101	939-3771

## (2) 保育施設を利用できる基準

保育施設を利用できる児童は、おおむね生後6か月から小学校に入学するまでの児童で、保護者のいずれもが次のいずれかの事情により、児童の保育ができない場合です。

- ①就 労 ー一月において64時間以上仕事をしている場合
- ②妊娠・出産 ー妊娠中であるか又は出産後間がない場合
- ③疾病・障がい ー病気やけが又は精神若しくは身体に障害がある場合
- ④介護・看護 ー同居又は別居の親族を常時介護又は看護している場合
- ⑤災害復旧 ー震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- ⑥求職活動 ー求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
- ⑦就 学 ー学校に在学又は職業訓練を受けている場合
- ⑧虐待・DV ー虐待又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難な場合
- ⑨育児休業 ーすでに保育所等を利用している保護者が育児休業をする場合
- ⑩そ の 他 ーその家庭において保育を行うことが困難であると認められる場合

## (3) 保育時間

通常保育時間は平日午前8時から午後5時まで、土曜日午前8時から正午までです。この時間内で保護者が保育できない時間について保育します。

なお、上記の通常保育時間を超えて保育が必要な場合には、午前7時から午後6時まで（施設により異なる場合あり）保育します。また、市内66か所の保育施設（分園含む）において、申請のうえ承認を受ければ午後6時から午後7時までの延長保育を実施します。

## (4) 保育料

父母、祖父母等、児童の保護者の前年度課税分または本年度課税分の市民税額に応じて、公私立保育施設とも「明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則」にしたがって決定します。

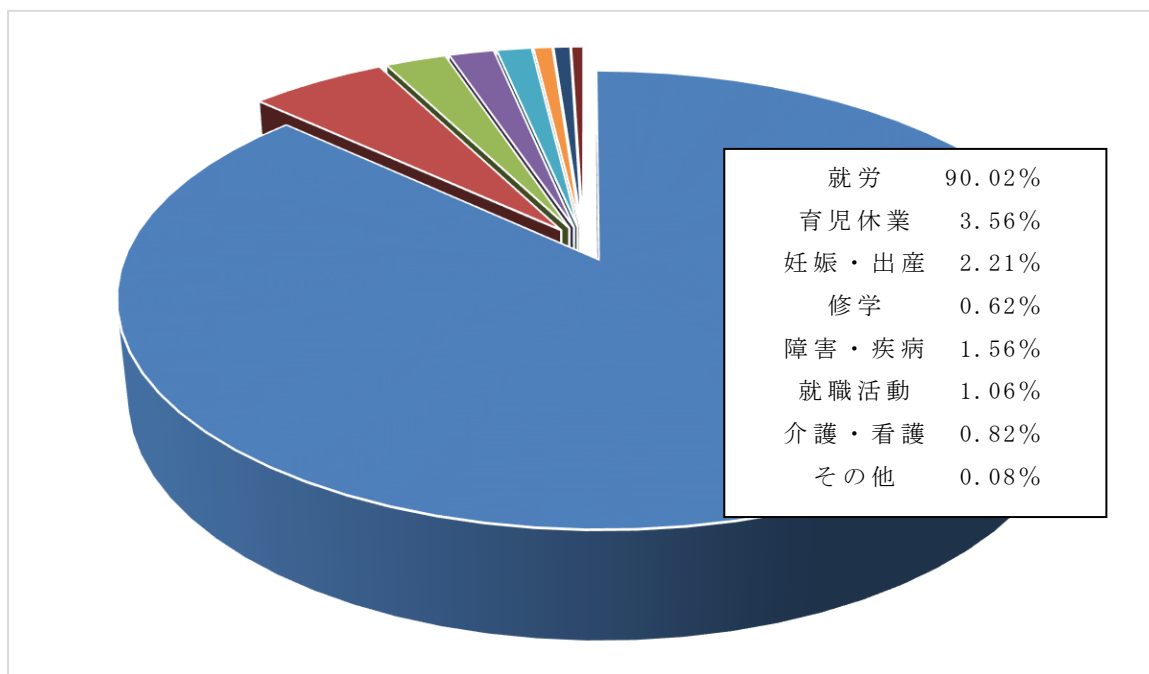
(5) 年齢別保育施設利用状況

(平成31年4月1日現在/単位:人)

区分	定員	内 訳	年 齢 別 施 設 利 用 児 童 数						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
市立	1,091	市 内	53	132	226	249	276	267	1203
		市外からの受託	1	1	1	2	7	3	15
		計	54	133	227	251	283	270	1218
私立	5,551	市 内	425	891	1067	1115	1083	1004	5585
		市外からの受託	3	12	10	12	18	19	74
		計	428	903	1077	1127	1101	1023	5659
計	6,642	市 内	478	1023	1293	1364	1359	1271	6788
		市外からの受託	4	13	11	14	25	22	89
		計	482	1036	1304	1378	1384	1293	6877

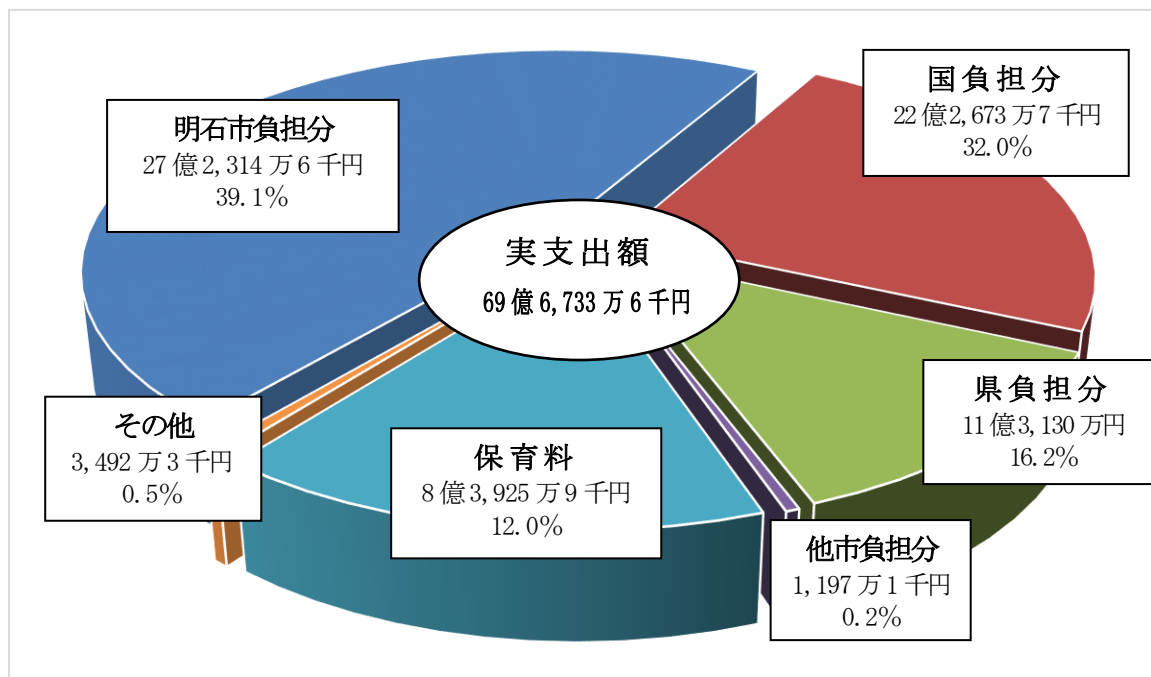
(6) 勤務形態別施設利用状況

(平成31年4月1日現在)



(7) 保育施設運営費状況 (平成30年度実績)

保育施設は主に公費（国、県、市）により運営されていますが、その一部を保護者負担金（保育料）として徴収しています。



※人件費を除く

## 2 一時預かり

保護者の病気やけが、育児疲れ、冠婚葬祭などのために、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前の児童を、専用施設や認可保育所（園）・認定こども園で一時的に預かります。

### (1) 実施施設

(平成31年4月1日現在)

名 称	住 所	電 話
一時保育ルーム (にこにこ保育ルーム)	明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし5階 あかしこども広場内	918-6371
長寿院保育園	人丸町2-26	918-1361
和坂保育園	和坂1丁目15-1	927-5110
あかし虹保育園	明南町1丁目8-8	939-5224
スイートキューピット保育園	大久保町茜1丁目5-16	936-9924
なすみ保育園	魚住町清水353	942-1702
ハンパティダンプティ保育園	二見町西二見1604-1	945-0721
野の花こども園	二見町西二見216	949-2331

(2) 定 員 ①38人 ②～⑧1か所につき数人程度

- (3) 保育時間 ① 午前9時～午後5時（延長保育無）  
②～⑧ 午前8時～午後5時（延長保育有）
- (4) 保育料

- ① 市内児童：1時間 400円 市外児童：1時間 700円  
②～⑧ 1日（午前8時～午後5時）3,000円  
半日（4時間以内）1,500円  
※いずれも延長1時間につき400円

### 3 病児・病後児保育

病気やけがの症状の進行が見られる時期（急性期）または、症状の進行が止まり治癒に向かっている時期（回復期）であり、保育所等での集団保育が困難な期間、専用施設で一時的に預かります。

(1) 利用できる児童

生後6か月から小学校6年生までの児童で、病気やけがの急性期または回復期にあり、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的に止むを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な場合。

(2) 施設

なかよし保育園	明石市朝霧台 3783-134	TEL 078(917)1866
病児保育室ふたば	明石市大久保町西島 742-3	TEL 078(947)9700

(3) 定員

なかよし保育園	3名
病児保育室ふたば	4名

(4) 保育時間

午前7時30分～午後6時まで（月曜日から金曜日）

- (5) 利用料 1日 市内児童 2,000円（所得による減免あり）  
市外児童 3,000円

### 4 助産施設

妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができる施設です。本市では博愛産科婦人科で受け入れを行っています。

(1) 事業の内容

・妊婦の入所、助産

(2) 入所者数の推移 (単位：人)

年 度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
入所者数	14	18	18	16	17

## 5 各種手当

(1) 児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的としています。

① 対象となる人

中学校修了前の児童を養育し、一定の要件を満たす人に支給されます。

② 手当の額（月額）

児童1人あたりの手当月額 (所得制限範囲内の場合【児童手当】)	⇒	0 ～ 3 歳 未 満	15,000 円
		3歳～小学校修了前まで（第1子・2子）	10,000 円
		3歳～小学校修了前まで（第3子以降）	15,000 円
		中 学 生	10,000 円 (一律)
児童1人あたりの手当月額（所得制限を超過している場合【特例給付】）⇒			5,000 円 (一律)

(2) 児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の安定と自立、および児童の健やかな成長のために、児童の父又は母もしくは父又は母に代わってその児童を養育している人に支給されます。また、父母がいても父又は母に極めて重度の障害がある場合には支給されます。ただし、手当を受けようとする人及び同居している扶養義務者等の所得額が一定額以上ある場合や手当を受けようとする人や児童等が公的年金等を受けている場合は、その全部又は一部が支給されません。

① 対象となる児童

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当2級に該当する程度）以上の障害がある児童で次のいずれかに該当するとき

- ア 父母が婚姻を解消した児童
- イ 父又は母が死亡した児童
- ウ 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- エ 父又は母の生死が明らかでない児童など



② 支給されない場合

次の要件に該当する場合は、支給されません。

ア 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいない場合

イ 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く。）などに入所している場合

ウ 対象となる児童が父又は母の配偶者等に養育されている場合など

③ 手当の額

（平成 31 年 4 月 1 日現在/単位：円）

区 分		児童 1 人目	児童 2 人目	児童 3 人目以降 (1 人につき)
手当 月額	全部支給	42,910	+10,140	+6,080
	一部支給	42,900 ～10,120	+10,130 ～5,070	+6,070 ～3,040

④ 受給者数の推移

（各年度 3 月 31 日現在/単位：人）

年 度	受給者数
平成 26	2,444
平成 27	2,397
平成 28	2,346
平成 29	2,235
平成 30	2,114

(3) ひとり親家庭応援貸付金事業

児童扶養手当はまとめて支給されるため、児童扶養手当の 1 か月相当分の貸付金を手当支給のない月に交付することで、毎月の収入のばらつきをなくし家計の安定と児童の健やかな成長を支援します。

(4) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体又は精神に障害を有する児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されません。ただし、手当を受けようとする人及び同居している扶養義務者等との所得額が一定額以上ある場合は、支給されません。

① 対象となる児童

20 歳未満で、身体又は精神に重度障害又は中度障害のある児童

② 支給されない場合

次の要件に該当する場合は、支給されません。

ア 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいない場合

イ 児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合

ウ 児童が障害を理由として、厚生年金などの公的年金を受けることがで

きる場合

### ③ 手当の額

(平成 31 年 4 月 1 日現在/単位:円)

区 分	月 額
1 級(重度障害児)	52,200
2 級(中度障害児)	34,770

※児童一人につき

### ④ 支給対象児童数の推移

(各年度 4 月 1 日現在/単位:人)

年 度	支給対象児童数
平成 27	646
平成 28	677
平成 29	712
平成 30	721
平成 31	742

※兵庫県が審査・認定や手当の支払いを行ない、本市は申請の受付や兵庫県への進達を行なっています。

## 6 こども医療費の助成

こどもの健やかな成長を願い、医療費の自己負担額(保険診療分)の全部を所得制限なしで助成します。

対 象 … 0 歳～15 歳(15 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで)

## 7 未熟児養育医療の給付

身体の発育が未熟なまま出生した乳児(いわゆる未熟児)で、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めたものに対して養育医療の給付を行います。

給付対象児童数の推移 (単位:人)

年 度	給付対象児童数
平成 26	62
平成 27	55
平成 28	59
平成 29	62
平成 30	73

## 8 放課後児童クラブ

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的として市内 28 小学校の全校に設置しています。

放課後児童クラブの運営は、市が委託する「明石放課後児童クラブ運営委員会」及び「花園学童運営委員会」が行っています。

### (1) 設置状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

	校 区	クラブ名	所 在 地	電 話 番 号
1	松が丘小学校	松が丘児童クラブ	松が丘小学校内	917-1755

2	朝霧小学校	朝霧児童クラブ	朝霧小学校内	911-4150
3	人丸小学校	人丸児童クラブ	人丸小学校内	914-4498
4	中崎小学校	中崎児童クラブ	中崎小学校内	913-5290
5	明石小学校	明石児童クラブ	明石小学校内	912-2666
6	大観小学校	大観児童クラブ	大観小学校内	913-8234
7	王子小学校	王子児童クラブ	王子小学校内	927-8535
8	林小学校	林児童クラブ	林小学校内	925-3218
9	和坂小学校	和坂児童クラブ	和坂小学校内	927-6893
10	鳥羽小学校	鳥羽児童クラブ	鳥羽小学校内	927-2201
11	沢池小学校	沢池児童クラブ	沢池小学校内	921-0911
12	藤江小学校	藤江児童クラブ	藤江小学校内	922-7512
13	花園小学校	花園児童クラブ	花園小学校内	927-0911
14	貴崎小学校	貴崎児童クラブ	貴崎小学校内	925-6097
15	大久保小学校	大久保児童クラブ	大久保小学校内	935-2985
16	大久保南小学校	大久保南児童クラブ	大久保南小学校内	935-5401
17	高丘東小学校	高丘東児童クラブ	高丘東小学校内	934-6460
18	高丘西小学校	高丘西児童クラブ	高丘西小学校内	936-6136
19	山手小学校	山手児童クラブ	山手小学校内	934-7585
20	谷八木小学校	谷八木児童クラブ	谷八木小学校内	934-6671
21	江井島小学校	江井島児童クラブ	江井島小学校内	947-2990
22	魚住小学校	魚住児童クラブ	魚住小学校内	947-6785
23	清水小学校	清水児童クラブ	清水小学校内	942-0932
24	錦が丘小学校	錦が丘児童クラブ	錦が丘小学校内	947-4500
25	錦浦小学校	錦浦児童クラブ	錦浦小学校内	947-3572
26	二見小学校	二見児童クラブ	二見小学校内	943-6468
27	二見北小学校	二見北児童クラブ	二見北小学校内	943-1833
28	二見西小学校	二見西児童クラブ	二見西小学校内	944-1809

## (2) 放課後児童クラブへ入所できる基準

市内の小学校に就学している小学生で、保護者が次のいずれかの理由により、昼間家庭において育成を受けることができず、かつ、医療行為などを必要とせず集団生活を営む上で著しく支障のない児童とします。

- ①就 労 — 昼間(児童が帰宅している時間)に就労している場合
- ②就 学 — 学校や職業訓練に通っている場合
- ③疾病・障がい — 病気やけが、または精神や身体に障害がある場合
- ④出 産 — 出産前後の休養が必要である場合

- ⑤求 職 活 動 — 就職活動を継続的に行っている場合  
 ⑥親族の介護・看護 — 親族の介護又は看護を継続的に行っている場合

(3) 開所時間

曜 日	通常時間	延長時間(朝) ※希望者のみ	延長時間(夕方) ※希望者のみ
平日(授業のある日) (月～金曜日)	授業終了後 ～17時00分	なし	① 17時00分～18時30分又は ② 17時00分～19時00分
土 曜 日	8時30分 ～17時00分	8時00分 ～8時30分	なし
長期休業日・代休日 (土曜日を除く)			③ 17時00分～18時30分又は ④ 17時00分～19時00分

(4) 利用料

① 保護者負担金

月額 8,000 円 (8月のみ 12,000 円)

※世帯区分ごとに金額が異なります。

ア 市民税非課税世帯 月額 2,000 円 (8月は 3,000 円)

イ 生活保護世帯 月額 2,000 円 (8月は 3,000 円)

ウ ひとり親世帯等 月額 4,000 円 (8月は 6,000 円)

※兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目以降、年長児童は2割減額します。

② 延長利用料 (希望者のみ)

17時00分～18時30分 月額 2,000 円 又は

17時00分～19時00分 月額 2,500 円

※延長時間(朝) 8時00分～8時30分は無料です。

③ 保険料

年額 800 円

④ おやつ代及び教材費等

月額 2,000～3,000 円程度 (クラブにより異なります)

(5) 入所者の推移

(各年度4月1日現在/単位：人)

年 度	27	28	29	30	31
入所者(人)	2,506	2,641	2,862	3,039	3,265